

識見を有する監査委員の選定に関する規程

制定 平成29. 2. 22 決裁

(趣旨)

第1条 淀川右岸水防事務組合監査委員条例（昭和39年3月31日淀川右岸水防事務組合条例第1号。）第1条に規定する監査委員のうち識見を有する者の選定については、この規程の定めるところによる。

(選定方法)

第2条 識見を有する者の選定にあたっては、管理者の属する構成市町の代表監査委員をもって議会に諮るものとする。

2 前項によりがたい場合は、他の者を選定することができる。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。